

(様式 1)

桐生市市民の意見提出手続募集要項

件名	桐生市立学校施設長寿命化計画（案）
意見募集の趣旨	本市の学校施設は、学校施設全体の約 9 割が築 30 年以上経過していること等から、老朽化対策が求められており、改修等の実施に大きな財政負担が必要な状態となっております。本計画は、子どもたちが安心して学ぶことができる教育環境を確保するため、学校施設の老朽化対策と教育環境の改善を併せて実施する長寿命化により、コストの縮減と財政負担の平準化を図りつつ、計画的に改修・建替えを実施することを目的として策定します。
意見を提出できる人	1 市内に住所を有する個人 2 市内に事務所又は事業所を有する個人、法人、その他の団体 3 市内の事務所又は事業所に勤務する人 4 市内の学校に在学する人 5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体
意見の募集期間	令和 3 年 1 2 月 1 5 日（水）～令和 4 年 1 月 1 7 日（月）
意見の提出方法	住所、氏名、電話番号を記載の上、次のいずれかの方法で提出してください（「5 この手続に利害関係を有する個人、法人、その他の団体」は、その関係を簡潔に記載してください）。意見提出にあたっては、極力、案のどの部分に対しての意見かを明記してください（案全般に係る意見の場合はこの限りではありません。）。なお、決められた書式はありません。 (1) 直接提出・・・桐生市役所 4 階教育部総務課へ提出してください（土・日曜日、祝日、年末年始を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで）。 (2) 郵送・・・〒376-8501 桐生市役所教育部総務課あて送付してください。 (3) ファクシミリ・・・0277-46-1109 へ送信してください。 (4) 電子メール・・・kyoiku@city.kiryu.lg.jp へ送信してください。 ※電話や窓口での口頭による御意見は受け付けません。
参考資料	桐生市立学校施設長寿命化計画（案）
担当	教育委員会 教育部 総務課 施設管理係 電話 0277-46-1111(内線 644)
備考	・結果の公表にあたっては、提出していただいた御意見を要約したものを公表することがあります。また、提出していただいた人の氏名等の個人情報は公表しません。 ・個人情報の取扱いについては、桐生市個人情報保護条例に基づき適正に管理します。 ・提出していただいた御意見に対しての個別回答はいたしません。